

弁理士法人

# 白浜国際特許商標事務所

SHIRAHAMA International PPC



[shirahama-ippc.com](http://shirahama-ippc.com)

# 「知財戦略から イノベーションの 創造を」

私たちは、開業から約60年の間に培った  
知財における経験と実績を活かしてお客様に合った知財戦略をご提案し、  
事業のイノベーションの実現に全力でサポート致します。





## ごあいさつ

白浜特許事務所は、昭和40年(1965年)に開業して以来、知的財産権を通じて皆様の少しでもお役に立ちたいとの理念の下、特許出願、商標出願などの特許業務の遂行に邁進してきました。

そして、2025年4月に60周年を迎えることとなります。

近年、政府の「知財立国」施策と相まって、企業における知的財産権の重要性は増しつつあります。

また、特許権、商標権等の産業財産権は、誰でもアイデアひとつで「無」から「有」を生み出すことのできる無限の可能性を秘めており、中小・零細企業の方々であっても、ビジネスの場面において大企業を相手に対等に渡り合うための重要な武器となりうるものがあります。

当所は、開業以来、国内、海外、及び中小企業、大企業を問わず、様々な取引先様とお取引させて頂くことで、多くの経験を積ませて頂きました。

特に、大規模事務所ではないにもかかわらず、数多くの海外案件を取り扱うことによって、海外進出を希望されるお取引様の信頼に確かに応じてきたという自負があります。新しいお取引様にも、知的財産戦略をご提案し、国内及び海外での事業の成功の実現をお手伝いさせて頂ければと思っております。

皆様のご期待にお応えできるように、所員一同、精一杯サポートさせていただきますので、今後とも宜しくお願い致します。

弁理士法人白浜国際特許商標事務所

代表弁理士 白浜 秀二

# 取引実績

## 国内クライアント一覧

ユニ・チャーム株式会社 (衛生用品)  
マルハニチロ株式会社 (水産加工業)  
株式会社ダイナムジャパンホールディングス  
(パチンコ産業)  
興研株式会社 (防災用品)  
株式会社栃木屋 (機械部品)  
アイシア株式会社 (ペット用品)  
株式会社タバタ (スポーツ用品)  
モランボン株式会社 (食品)  
株式会社ハチバン (飲食業)  
株式会社ジョンプル (アパレル業)  
塩水港製糖株式会社  
株式会社一六本舗  
株式会社浜幸  
株式会社 Samurai 工房 (ゲームアプリ)  
株式会社ロイヤルグリーン (化粧品)  
他 100社以上の取引実績あり

## 外国クライアント一覧

テンセントホールディングス (IT業界)  
TWG ホールディングス (食品)  
セルジオロッシ  
アイエーエフ サイエンス ホールディングス  
リミテッド (食品)  
他 多数の海外企業との取引実績あり

# 沿革

## 1965年

前所長白浜吉治により、東京都墨田区にて  
白浜国際特許事務所を開業。

## 1978年

港区新橋に移転。

## 2004~2005年

特許庁が公表した特許査定率の高い特許事務所、記載不備が  
少ない事務所、新規性違反が少ない事務所として評価される。  
\*これ以降、特許庁はこれらの情報を公表していません。

## 2014年

港区虎ノ門に移転。

## 2019年

「白浜国際特許業務法人」に組織を改編するとともに、  
弁理士白浜秀二が代表となる。港区赤坂に移転。

## 2022年

弁理士法人白浜国際特許商標事務所に名称を変更するとともに、  
現在の赤坂第一ビルに移転。



# 私たちのポリシー

01

## お客様の利益を 第一に考えたい

中小企業の知財戦略は、事業規模、資金力、技術力等の事業資源において大手企業とは全く異なることが多くあります。したがって、お客様から当所にご相談頂いた案件において、手続に必要な全体のコストや期間を考慮し、最小限のコスト・できるだけ短期での権利化の実現を目指すために、我々の長年の経験に基づいた様々なご提案をさせて頂きたいと考えております。我々にとっては、お客様の利益が第一ですので、無理なご提案はせずに、お客様の利益にならないと判断すれば、ご依頼頂いた手続自体を取りやめることもご提案させて頂きます。

02

## 「少人数だからこそ 実現できる」 そんなサービス を提供したい

近年、弁理士登録者数の急激な増大に伴い、所属弁理士が50名以上の大規模特許事務所が多く存在しています。大規模特許事務所は、十分な人員とシステム化された事務処理によってスピーディーに大量の依頼をこなすことができるので、大量発注する場合には、小規模特許事務所よりも大きなメリットがあるといえます。しかしながら、主に大企業のクライアントを多く抱えた大規模特許事務所は、みなさんのご相談やご依頼に親身になって取り組んでいるのでしょうか？

日本の企業の大半は、まだ、知的財産に関する制度を十分に理解されて活用できていない中小企業です。我々は、小規模特許事務所ですが、中小企業のみなさんとともに歩み、お客様のご要望に十分に応じ、お客様に寄り添うことのできる特許事務所でありたいと考えております。

03

## 知的財産制度 を活用して より良い製品、 サービスを作って 頂きたい

特許をはじめとする知的財産権は、単に新しいアイデアやネーミングについて独占権を得ることを目的とするだけではなく、例えば、特許であれば、他社製品にはない優れた点を消費者にアピールすることができます。また、自社の新製品についてしっかりと知的財産権を取得しておけば、他社の権利を侵害している等の警告を受けた際にも、自社の所有する知的財産権に基づく実施であることを主張することができます。それによって、侵害訴訟等に巻き込まれることなく、安心して自社の新製品を製造、販売することができます。さらに、知的財産制度の活用を通じて、自社製品の特許に関するポートフォリオの作成、技術過料をすべきポイントや将来における技術革新を起こすべき技術分野の選定等を行うことができ、新たな製品を生み出すためのヒントを得ることもできます。

私たちは、特許出願等を代行するだけではなく、お客様の技術改良や商品開発をサポートできるような資料やアドバイスをご提供したいと考えております。

# 海外事務所との提携



# 60周年

- 米国…………… 4事務所
- 中国…………… 3事務所
- インド…………… 4事務所
- 韓国…………… 4事務所
- タイ…………… 6事務所
- イギリス …… 3事務所
- アジア・オセアニア 20事務所  
(台湾、香港、フィリピン、シンガポール、インドネシア、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド等)
- 中東・アフリカ …… 18事務所  
(サウジアラビア、イスラエル、UAE、シリア、カタール、トルコ、モロッコ、エジプト、南アフリカ共和国、スーダン、チュニジア、エチオピア他)
- 南米…………… 6事務所  
(ブラジル、アルゼンチン、ペネズエラ、コロンビア、チリ、ペルー)

# メディア掲載情報

2024.5月



白浜代表弁理士が、ぎょうけい新聞社よりインタビューを受け、「士業プロフェッショナル2024」に掲載されました。

2024.2月



ビズスタ「THE REAL WELLNESS」の編集長、佐原雅之さんが白浜代表にインタビューした内容がYahooに掲載されました。

2023.12月



『Biz Life Style(ビズスタ)東京12月号』(2023年12月18日発行)に掲載されました。

2021.8月



週刊新潮2021.08.26注目の士業スペシャルインタビューに、弁理士法人白浜国際特許商標事務所が掲載されました。

## 特許権とは？

特許権は、発明を保護するための権利です。

発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のものをいいます。特許発明とは、特許されている発明をいいます。

特許権を取得すると、自身の特許発明の実施を独占できるとともに、第三者が無断でその特許発明を実施していればそれを排除することができます。

また、取得した特許権について他人にライセンスを付与することもできます。

例 ▶ 製品の構成、製造装置の構造、製造方法、ビジネスモデル等

## 実用新案権とは？

実用新案権は、物品の形状、構造又は組み合わせに係る考案を保護するための権利です。

考案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいい、発明と違い高度であることを必要としません。

登録実用新案とは実用新案登録を受けている考案をいいます。

実用新案権は、実質的に無審査で取得でき早期に権利化することができるため、ライフサイクルの短い技術に関して有効です。

例 ▶ 洗濯用具・掃除用具・趣味やビジネスで使う道具や小物類等の日用品に関するアイデア、便利グッズ等

## 意匠権とは？

物品の特徴なデザインに対して与えられる独占排他権です。

意匠権として保護されるのは、物品全体のデザインの他、部分的に特徴のあるデザインや画像のデザイン等です。意匠権の効力は、登録された意匠と同一又は類似の範囲まで及びしますので、第三者によるデザインの模倣品の販売等を排除することができます。権利期間は登録から最長で20年です。

なお、物のデザインは著作権でも保護が可能ですが、著作権は原則として絵画等の純粋美術が著作物として保護されるのに対し、意匠権は工業上利用できる物品のデザイン(いわゆる、プロダクトデザイン)が保護の対象です。

## 商標権とは？

商標権とは、商品又はサービスについて使用する商標に対して与えられる独占排他権で、その効力は同一の商標・指定商品等だけでなく、類似する範囲にも及びます。商標として保護されるのは、文字、図形、記号の他、立体的形状や音等も含まれます。権利の存続期間は10年ですが、存続期間は申請により更新することができます。

例 ▶ 商品全般のブランド名、ロゴマーク、サービス全般の名称、商品の特徴のある立体的な形状等

## 先行調査とは？

新しい商品やサービスを保護するためには、特許権や商標権等の権利取得も必要ですが、事前の先行調査も重要です。他人の特許権や商標権を侵害していた場合には、新しい商品やサービスを実施できないだけではなく、他人から権利侵害の訴えを起こされるおそれがあるからです。当所では、国内外問わず、特許、商標に関する精度の高い先行調査をご提供いたします。

## 外国出願について

### 安心・明確な料金設定

PCT・マドプロ・ハーグ協定出願の際は事前に見積書を作成し、明確な料金体系で迅速かつ強い権利取得を支援します。

### 適切な特許・ブランド戦略

大手企業の海外権利化実績を活かし、事業計画に沿った早期権利化や地域選定をサポートします。

### グローバル対応

欧米・アジア・南米・アフリカなど世界各地に対応し、現地代理人と連携してスムーズな出願を実現します。大切な特許・ブランド戦略をサポートさせていただきます。

## 中小・ベンチャー企業の支援

特許庁は、現在、中小企業や個人の方の特許権の取得を積極的に勧めています。そのために、中小企業、個人及び大学等を対象に審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。お客様の費用的なご負担をできるだけ軽減するために、減免制度の内容及び申請方法について、当所からご提案させていただきます。

## 中間業務 (拒絶理由通知に対する対応)

国内外の特許出願、商標出願において、特許庁から通知された拒絶理由通知に対してどのように対応するかが、権利内容を決めるとも重要なプロセスになります。私たちは、お客様から直接ヒアリングを行い、必要な権利内容を確認し、ご希望される範囲での権利化を目指して、出願内容の見直しを行います。また、国内外の特許庁の審査官と電話、対面での面接審査を積極的に行い、スピーディーかつ確実な権利取得を目指します。

## 徹底したファイル管理システムの構築

事務員全員が専用の管理ソフトを使用できる環境を整備することで、国内外出願の基本データ管理・期限管理をシステム化し、きめ細かなプロセス管理、フロー管理、データベース検索等を実現しています。



**【事務所概要】**

設立：1965年4月

代表：白浜 秀二（日本弁理士会所属）

その他所属弁理士6名（日本弁理士会所属）

名称：弁理士法人 白浜国際特許商標事務所  
 （ローマ字表記 SHIRAHAMA International PPC /  
 SHIRAHAMA International Patent Professional Corporation）

所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目9番17号 赤坂第一ビル9階

電話番号：03-6277-8471

FAX番号：03-6277-8472

E-mail：shirapat@shirahama-ipcc.com

URL：https://www.shirahama-ipcc.com

**【取扱業務】**

内外国における特許、商標等の知的財産権に関する出願、審判、訴訟、契約、  
 その他の不正競争、著作権等の周辺業務

運営統括者：白浜 秀二（弁理士）

**【特許出願に関する技術分野】**

化学、物理、電気／電子、機械、特に、生活必需品、繊維関係、  
 潜水・スポーツ関連用品、配電・建築関係器具、  
 医療・衛生・防塵関係、通信関係器具等著作権等の周辺業務

**【外国関連業務全般】**

諸外国への特許、商標等の知的財産権に関する出願

（国際特許出願、国際商標登録出願、国際意匠登録出願）等

外国からの特許、意匠及び商標、特に、バイオ技術、医療診断技術関係の特許出願等

